

2019年5月29日
日本弗素樹脂工業会
環境委員会

POPs 条約によるペルフルオロオクタン酸 (PFOA) 規制について

2019年4月29日～5月10日にジュネーブ(スイス)において、残留性有機汚染物質(POPs)に関するストックホルム条約(POPs条約)の第9回締約国会議(COP9)が開催され、「ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質」を同条約の附属書A(廃絶)に追加することが決定されました。

これによりPFOAについて製造、輸出入、意図的な使用が世界的に禁止されることになります。

POPs条約で規制対象となった物質は、各締結国*1)がそれぞれの国内法で規制されることとなり、日本においては、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下化審法という)で第一種特定化学物質として製造・輸入・意図的な使用が原則禁止される見込みです。

規制の開始までの猶予期間については、現時点では未定です。

POPs条約では不純物に関しては対象外となりますが、化審法では不純物についても対象となる可能性があります。

PFOAはフッ素樹脂の重合等に使用されることがある物質ですが、主要フッ素樹脂製造者*2)は2015年までに自主的な環境対応を完了しており、PFOAの使用をしていないことを確認しています。

工業用途向け製品において微粉末状に加工されたPTFEグレードの一部に、ごく微量のPFOAが含まれる場合があります。

日本弗素樹脂工業会の会員および協力会員は、自主的な対応を進めております。
各フッ素樹脂製品のPFOA含有の有無は、各製造者へお問い合わせ下さい。

*1) 現在の締約国/締結状況は以下Web-siteを参照下さい。

<http://chm.pops.int/Countries/StatusofRatifications/Overview/tabid/3484/Default.aspx>

*2) アークロマ、アルケマ、AGC、ケマーズ/三井・ケマーズ フロロプロダクツ、3M、ソルベイ・スペシャルティ・ポリマーズ、ダイキン工業、BASF